

名阪国道開通50周年記念事業実行委員会規約

【名称】

第1条 本会は、名阪国道開通50周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

【目的】

第2条 平成27年12月に名阪国道開通50周年を迎えるにあたり、名阪国道沿線地域の魅力や道路を「守る」取り組みを発信するため様々なイベントを開催する。本委員会は様々なイベントや記念行事などの実施に向けて必要な検討作業及びイベントなどを実施することを目的とする。

【事業】

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 事業の企画検討及び準備に関する業務。
- (2) 事業の広報・PRについての検討業務
- (3) 事業のイベントの実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

【組織】

第4条 委員会は別表に掲げる委員をもって構成する。

【役員】

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- (3) 監事 1人

2 実行委員会の委員長は、委員の互選により定める。

3 実行委員会の副委員長及び監事は、委員のうちから委員長が指名する。

【役員の職務】

第6条 委員長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は会計を監査する。

【任期】

第7条 役員及び委員の任期は、実行委員会の目的が達成されたときまでとする。

【会議】

第8条 実行委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 実行委員会の会議は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 名阪50周年記念事業に関する開催計画
 - (2) 名阪50周年記念事業に関する予算及び決算
 - (3) 実行委員会規約の制定及び改正
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、名阪50周年記念事業に関する重要な事項
- 3 実行委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
- 4 実行委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって可決し、可否同数の場合は委員長がこれを決する。

【経費】

第9条 実行委員会の経費は、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

【予算及び決算】

第10条 本会の経費の収支予算及び決算は、実行委員会の議決を得るものとする。

【会計】

第11条 実行委員会の会計は、本規約施行の日に始まり、平成28年3月31日までとする。

【解散】

第 1 2 条 実行委員会は、その目的が達成されたとき解散する。

【事務局】

第 1 3 条 三重県伊賀市、中部地方整備局北勢国道事務所及び近畿地方整備局奈良国道事務所を、実行委員会の事務局として設置する。

【雑則】

第 1 4 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、委員長が実行委員会の会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 2 7 年 1 0 月 7 日から施行する。

別表 実行委員会委員（第4条関係）

所 属 名	役職名	氏 名
伊賀市	建設部長	北山 太加視
亀山市	建設部長	高士 和也
奈良市	建設部長	山本 幸宏
天理市	建設部長	橋本 俊一
山添村	課長	植田 誠輝
三重県県土整備部道路企画課	高速道班長	小菅 真司
三重県伊賀建設事務所	副所長	岩崎 彰
三重県鈴鹿建設事務所	副所長	竹内 一樹
奈良県県土マネジメント部道路建設課	主幹	佐竹 照一
奈良県奈良土木事務所	次長	花本 純一
国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所	副所長	吉田 武司
国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所	副所長	中村 香澄
三重県警察本部交通部高速道路交通警察隊	隊長	浦川 広巳
奈良県警察本部交通部高速道路交通警察隊	隊長	榭谷 充宏
三交興業株式会社	常務取締役	北角 亘
三重県高速道路交通安全協議会	三重県トラック 協会 専務理事	伊藤 信彦
一般社団法人中部地域づくり協会 三重支所	支所長	北川 公久